

● ● ● 第4章 良好な環境を支える共通施策の推進 ● ● ●

第1節 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

1 環境影響評価

国においては、環境影響評価を実施する前に、その方法について住民、知事等の意見を聴いて決める手続の導入や対象事業を定めた環境影響評価法を平成9年6月に公布し、平成11年6月から全面施行しました。（平成23年4月に改正環境影響評価法が成立・公布。平成25年4月から全面施行）

本県においては、環境影響評価法との整合を図るとともに、本県の特性を勘案した鹿児島県環境影響評価条例を平成12年3月に制定し、平成12年10月から全面施行しました。

（表4-1）

2 土地開発行為に係る事前協議

県では、県土の無秩序な開発を防止し適正な土地利用を図ることを目的として「鹿児島県土地利用対策要綱」を、また、大規模な土地取引に対しては、関係法令の規制等について事前に指導するため「大規模取引事前指導要綱」を制定しています。

両要綱に定められた土地開発行為については、都市計画法、農地法、森林法等の個別規制法令に基づく許認可申請や届出の前に、事業計画の内容等について、「県環境基本条例」、「県環境基本計画」及びその他環境関係法令に基づき環境保全の観点から検討を行い、適切な指導を行っています。

また、国土利用計画法に基づき、土地の売買に際して、必要に応じ、環境保全面からの配慮事項について意見を述べています。

平成27年度の事前協議等の件数は、下記のとおりです。

- ・ 国土利用計画法に基づく土地売買等届 …………… 108件
- ・ 土地利用変更協議 …………… 5件

表4-1 環境影響評価の対象事業及び規模

種 類	上：法第1種事業規模 下：法第2種事業規模	条例一般地域 規 模	条例特定地域 規 模
高速自動車国道 道路 (一般国道, 県道 市町村道, 農道) 道路(林道)	すべて (一般国道) 4車線以上, 10km以上 7.5km以上10km未満 (山のみち地域づくり交付金により整備される林道) 幅員6.5m以上, 20km以上 幅員6.5m以上, 15km以上20km未満	4車線以上, 6km以上 幅員6.5m以上, 10km以上	4車線以上, 4km以上 幅員6.5m以上, 7km以上
ダム, 堰, 湖沼水位調 節施設, 放水路	100ha以上 75ha以上100ha未満	新築 40ha以上 増築: 40ha以上かつ 20ha以上増加	新築 30ha以上 増築: 30ha以上かつ 15ha以上増加
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道及び新設軌道	10km以上 7.5km以上10km未満	5km以上	3km以上
飛行場	2,500m以上 (延長500m以上) 1,875m以上 (延長375m以上)	1,250m以上 (かつ, 延長が) 250m以上	900m以上 (かつ, 延長が) 180m以上
水力発電所	3万kW以上 2.25万kW以上3万kW未満	1.5万kW以上	1.1万kW以上
火力発電所	15万kW以上 11.25万kW以上15万kW未満	7万kW以上	5.5万kW以上
地熱発電所	1万kW以上 0.75万kW以上1万kW未満	0.5万kW以上	0.35万kW以上
原子力発電所	すべて		
風力発電所	1万kW以上 0.75万kW以上1万kW未満		
廃棄物最終処分場	30ha以上 25ha以上30ha未満	10ha以上	8ha以上
公有水面の埋立又は 干拓	50ha超 40ha以上50ha以下	20ha以上	16ha以上
土地区画整理事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
工業団地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上 75ha以上100ha未満		
流通業務団地造成事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
住宅用地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
農用地の造成及び改良		造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上
ゴルフ場の建設		新設: ホール数18以上 平均距離100m以上, 又 はホール数9以上18未 満, 平均距離150m以上 変更: 増設9ホール以上	新設: すべて 変更: 増設6ホール以上
養豚場の建設		豚房面積 7,500㎡以上	豚房面積 5,500㎡以上
工場等の建設		総排出ガス量 20万㎡/時以上 又は総排出水量 5,000㎡/日以上	総排出ガス量 15万㎡/時以上 又は総排出水量 3,750㎡/日以上
その他土地改変		40ha以上	30ha以上
港湾計画	埋立・掘込面積300ha以上 2種事業設定なし	120ha以上	90ha以上

※1 法第1種事業とは、必ず環境影響評価を行う事業であり、法第2種事業とは、環境影響評価が必要かどうかを主務大臣等が個別に判定する事業である。

※2 条例の特定地域は、自然公園法の特別地域、自然環境保全法の特別地域など、特に配慮が必要な地域をいう。

第2節 環境教育・環境学習の推進

1 県環境教育等行動計画の策定

私たちの周りには、大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題から、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球規模の環境問題まで、様々な環境問題が存在しており、これらは、私たちの日常生活や社会経済活動と密接に関連しています。これらの環境問題は、経済・社会の制度見直しだけでなく、私たち一人ひとりが、取り組まなければなりません。このため、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが重要です。

県では、平成17年3月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき様々な環境学習の施策を推進してきましたが、本県を取り巻く社会経済情勢や環境を巡る状況等が変化してきました。一方、平成23年6月には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正により、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が新たに制定されました。このため、これらを踏まえて「県環境学習推進基本方針」を見直すこととし、平成28年3月に「県環境教育等行動計画」を策定しました。

この「県環境教育等行動計画」では、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を目指しています。

また、県教育委員会では、環境教育の在り方について研究、実践を行う研究協力校を指定するなど、学校の実態や自然の豊かさを生かした体験的な環境教育を推進しています。また、県総合教育センターでは研修講座「体験活動を通して実感させる環境教育」を開催し、指導者の育成に努めました。各学校においても「総合的な学習の時間」等を活用して、全ての小・中学校で、地域の特色を生かした体験的な活動に取り組んだり、各教科等との関連を図った学習を推進したりするなど、全教育活動の中で環境教育を行っています。

2 環境学習ネットワークの構築

かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館」と他の環境関連施設とのネットワーク化により、同施設において県内の環境の状況や環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーの活用を推進しました。

また、子どもから大人まで、鹿児島県の身近な環境から地球環境の問題まで幅広く調べることができる環境学習ポータルサイト「かごしまe c o o ネット」を運営しました。

3 こどもエコクラブの支援

こどもエコクラブの会員を対象として、地域における自主的な環境学習や環境保全に向けた取組を支援しました。

(1) こどもエコクラブの概要

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子供たちが、地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、かごしま県民交流センター6階「生命と環境の学習館」内に事務局を置き、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるように支援しました。（表4-2）

・クラブの活動内容

リサイクル活動、清掃活動、自然観察、水質調査、環境学習会など

表 4-2 登録状況

年 度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市町村数	22	28	26	20	26	16	20	14	16	15	8	9
エコクラブ数	111	108	86	76	116	80	92	93	57	60	48	39
会 員 数	1,584	1,772	1,091	1,421	2,612	2,121	2,293	2,151	1,895	1,928	1,631	2,114

年 度	H26	H27
市町村数	9	11
エコクラブ数	39	32
会 員 数	2,164	1,771

4 環境学習指導者人材バンクの利用促進

県内各地の環境学習指導に係る有資格者の情報を整備し、県ホームページ上で県民に公開することにより、県民自ら身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習の促進を図りました。

- ・人材バンク登録者数87人（平成28年3月末現在）

5 かがしまこども環境大臣の任命

自然環境の保護や廃棄物対策等、環境保全活動を積極的に行っていこうとする子供たちを対象に環境全活動に関する作文（環境レター）を募集し、優秀賞に選ばれた子供たち6人を「かがしまこども環境大臣」に任命し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成を図りました。（表4-3、4-4）

(1) かがしまこども環境大臣の活動

- ・かがしまこども環境大臣サミットへ参加（表4-4）
- ・県主催やその他の環境イベント参加

表 4-3 環境レター応募状況の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	438人(20校)	330人(18校)	360人(14校)	277人(10校)	523人(21校)	547人(7校)	517人(9校)
中学校	107人(10校)	199人(12校)	199人(13校)	191人(9校)	109人(9校)	284人(9校)	74人(6校)
計	545人(30校)	529人(30校)	559人(27校)	468人(19校)	632人(30校)	831人(16校)	591人(15校)

表 4-4 かがしまこども環境大臣サミット

時 期	場 所	内 容
8月6～7日	重富海岸自然ふれあい館、さえずりの森等	川の生き物観察、環境宣言づくり等

6 屋久島における環境学習

屋久島環境文化財団では、世界自然遺産に登録された屋久島の自然をフィールドに、自然の大切さや自然と人とのかかわり（「環境文化」という。）を学ぶ環境学習事業を屋久島環境文化研修センターを拠点に展開しています。これまでの受講者数は、表4-5のとおりです。

また、屋久島の自然環境・歴史・民俗について学習する屋久島研究講座等を開催しました。

(1) 環境学習自主事業

① 屋久島自然文化体験セミナー

県内はもとより、全国の小・中学生，高校生，大学生，一般の方々を対象に，月1回程度，おおむね2泊3日の日程で，屋久島の海，山，川などをフィールドに，野外活動を中心とする自然体験型の環境学習です。

毎回，テーマや研修内容，対象者を決め，全国に募集を行っています。

また，このほか屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できるエコツアーも実施しています。

② ふるさとセミナー

島内の方々を対象に，屋久島の身近な自然を素材にしてふるさとの新たな一面を発見したり自然のすばらしさを学ぶための体験型研修を実施しています。

③ 星空観察会，自然に親しむ集い

星空や宇宙への関心を高めるため，島内各地で季節ごとの星空観察を行う星空観察会や，自然に親しむ集いを実施しています。

(2) 環境学習受入事業

小・中学校，高校，大学の教育活動の一環として，あるいは環境関係団体やエコツアー各種団体からの要請に応じて実施しています。（表4-5）

- ・ 短時間研修（少人数～80人，1～2時間）
- ・ 1日研修（10人～，宿泊を伴わない）
- ・ 宿泊研修（10人～40人，1泊2日）

表4-5 環境学習受講者数

（単位：人）

年度		H23	H24	H25	H26	H27
自主事業	屋久島自然体験セミナー	131	95	148	306	299
	屋久島ふるさとセミナー	124	241	241	243	982
	1日研修	123	288	288	860	365
	特別企画研修	-	-	-	-	-
受入事業	短時間研修	297	208	221	441	379
	1日研修	776	928	1,196	860	761
	宿泊研修	1,807	1,589	1,589	4,089	4,563

7 環境の日及び環境月間

6月5日の「環境の日」は，事業者及び国民の間に環境の保全についての関心と理解を深めるとともに，積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため，平成5年11月に公布，施行された「環境基本法」に基づき設けられました。そもそも，この「環境の日」は，1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」が6月5日から始まったことを記念して我が国の提唱により設けられた「世界環境デー」を踏まえたものです。

以来，我が国では，6月5日から11日までの1週間を「環境週間」として，また，平成3年からは，6月を「環境月間」として環境保全の普及啓発に努めています。

本県においても，関係機関団体の協力のもとに，環境問題に対する関心を高め，できることから行動に移す機会にするため，各種の関連行事を表4-6のとおり実施しました。

表4-6 環境月間関連行事

行事名	内容	主催	場所	期日
地球環境を守るかごしま県民運動推進大会	講演、環境保全活動団体等の表彰等	地球環境を守るかごしま県民運動推進会議	鹿児島市	平成27年6月5日
かごしま環境パートナーズ企業パネル展	環境パートナーズ企業の環境保全活動をパネルで紹介	鹿児島県	鹿児島市	平成27年6月1日～6月30日
環境教育授業	大気・水質についての学習及び大気測定車の公開等	鹿児島県	日置市 始良市 鹿屋市	平成27年6月5日 6月9日 6月15日
ウミガメ保護パトロール	ウミガメ保護パトロール	鹿児島県内の市町村	県内のウミガメの上陸する海岸	平成27年5月～9月
錦江湾クリーンアップ作戦・夏の部	錦江湾岸の海岸清掃活動	錦江湾みらい総合戦略推進協議会	始良市 鹿屋市	平成27年6月27日 平成27年6月28日
小規模事業場等排水対策指導	小規模事業場への立入指導	鹿児島県	鹿屋市等 (10事業場)	平成27年6月15日、17日 7月7日
産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	不法処理防止対策の強化等を図るための情報交換等	鹿児島県	鹿児島市	平成27年6月5日
「九州まちの修理屋さん」登録店募集	九州7県で実施するキャンペーン「九州まちの修理屋さん」の登録店募集	鹿児島県	県内	通年

第3節 調査研究・監視測定等の充実

1 環境保健センター

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に環境センターと衛生研究所を統合して設置され、大気や水質などに関する監視調査のほか、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析、調査・研究などを行っています。（資料編12-(1),(2)）

(1) 監視調査

大気環境や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行い、その結果を解析・評価しています。また、県下の大気環境については、テレメータシステムによる常時監視を行い、測定結果は、リアルタイムでインターネットに公表しています。

(2) 環境・保健衛生情報の収集・管理・解析

大気、水質、土壌などに関する環境情報及び産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

(3) 調査・研究

大気環境や水質環境の保全対策に係る調査など行政ニーズや地域特性に応じた調査研究を行っています。

第4節 環境情報の整備・提供

平成27年版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援し、それらの情報を県のホームページに掲載しています。

第5節 公害紛争の適正処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置されています(P195参照)。県公害審査会においては、公害等調整委員会が扱う紛争以外の紛争について、あっせん、調停、仲裁の処理を行います。

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき庁内関係課及び地域振興局等に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。(表4-7)

表4-7 公害苦情相談員(平成27年度)

(単位:人)

区分	公害苦情相談員			公害苦情処理事務を行う職員数*			計
	うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任		
県	27	0	27	22	0	22	49
市町村	0	0	0	200	0	200	200
計	27	0	27	222	0	222	249

※公害苦情相談員は除く。

2 公害苦情

(1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成27年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口へ新規に寄せられた苦情件数は、1,111件でした。

種類別にみると、典型7公害に関する苦情件数が514件（構成比46.3%）、典型7公害以外のものが597件（同53.7%）となっています。

典型7公害に関する苦情の内訳をみると、騒音139件（構成比27.0%）、悪臭133件（同25.9%）、大気汚染131件（同25.5%）の順となっています。（資料編13-（1））

(2) 受理機関別苦情件数

平成27年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が7件（構成比0.6%）、市町村が1,104件（同99.4%）となっています。

市町村別にみると、受理件数が多い方から鹿屋市317件、指宿市204件、鹿児島市193件の順となっています。この3市で全体の64.3%を占めています。

（資料編13-（2））

3 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。（表4-8、表4-9）

表4-8 業種別の公害防止協定締結事業所数（平成28年3月末現在）

業種・事業所等別	農業等	鉱業	建設	食料品	衣料・繊維	木材・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産業廃棄物・処理場	その他	合計
件数	114	3	11	56	1	4	5	5	0	11	0	6	7	8	8	40	52	331

表4-9 県・市町村及び企業との3者協定

企業名	締結年月日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年7月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年3月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成4年8月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成4年12月16日

第6節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫）、環境再生保全機構（旧環境事業団）及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（制度資金）の融資を受けた事業者で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編14-（1））

2 鹿児島県中小企業融資制度（産業おこし応援資金）

中小企業者等が、自動車、電子、食品、健康・医療、バイオ、環境・新エネルギー又は観光関連産業における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするときに必要な資金の融資を受けることができる制度です。

① 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、自動車関連産業、電子関連産業、食品関連産業、健康・医療関連産業、バイオ関連産業、環境・新エネルギー関連産業又は観光関連産業における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするもの

② 融資対象経費（環境・新エネルギー産業関連）

- ア 環境汚染防止に資する事業
- イ 地球温暖化対策に資する事業
- ウ 廃棄物処理・資源有効利用に資する事業
- エ 自然環境保全に資する事業
- オ 環境に配慮した設備の導入等

③ 主な融資条件

- ・資金用途 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 1億5,000万円
- ・融資期間 運転資金 7年以内（うち据置24月以内）
設備資金 15年以内（うち据置36月以内）
- ・融資利率 年1.90%～2.70%（10年超は変動金利）
- ・保証料率 年0.13%～1.58%

なお、環境マネジメントシステムを導入している事業者については、全資金を対象に金融機関が融資利率を0.1%引き下げることができます。

3 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え、又は与える可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続です。

このシステムに係る規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（公財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。県内では平成28年3月末現在で、373事業所が認証を受けています。

今後とも関係団体と連携を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

第7節 市町村における特色ある取組（屋久島町）

屋久島と口永良部島のユネスコエコパーク登録への取組

1 ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の概要

ユネスコエコパークは、ユネスコが「人間と生物圏（MAB: Man and Biosphere）計画」に基づき指定する生物圏保存地域（BR: Biosphere Reserves）のことで、より親しみを持ってもらうための日本での呼称です。

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とし、「保全機能」・「学術的研究支援」・「経済と社会の発展」の機能を持つ地域です。そのため、ユネスコエコパークに「核心地域」・「緩衝地域」・「移行地域」を設置する必要がありますが、この地域区分（ゾーニング）には、国内の保護制度の指定が基礎になっているため、新たな規制は生じません。

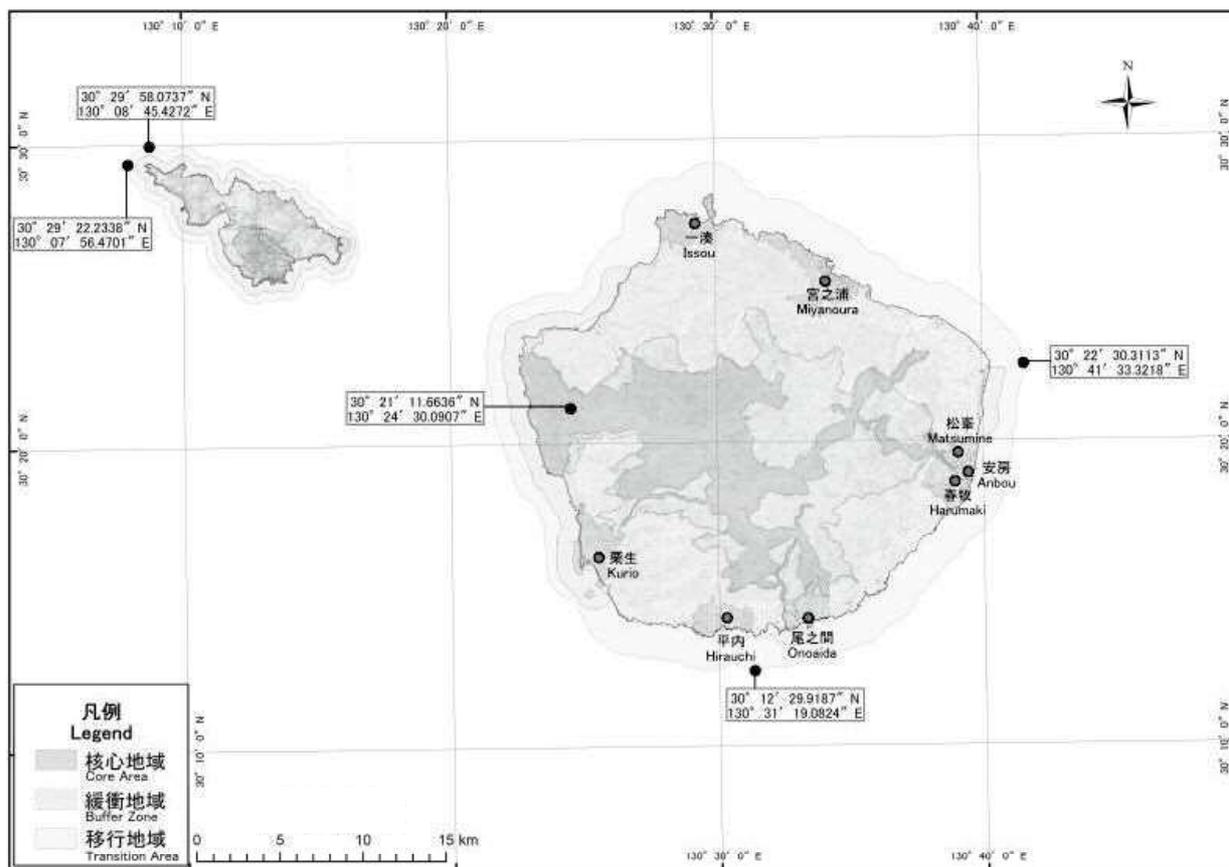
日本では、屋久島・口永良部島のほかに、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峰山・大杉谷、綾、只見、南アルプスの7か所が登録されています。

2 屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの概要

申請名称：屋久島・口永良部島生物圏保存地域(屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク)
テーマ：火の島と水の島。黒潮がつなぐ自然と人のエコパーク

1980年（昭和55年）に屋久島の一部（当時の霧島屋久国立公園地域）がユネスコエコパークに登録されましたが、1995（平成7）年にユネスコエコパークの機能として「経済と社会の発展」が追加され、その機能を果たす「移行地域」の追加設定が求められたことから、屋久島と口永良部島の全域に対象範囲を広げるとともに、名称を屋久島・口永良部島ユネスコエコパークに変更する拡張申請を行いました。この拡張申請は、日本ユネスコ国内委員会の推薦を受け、2016（平成28）年3月にリマ（ペルー）で開催された第28回ユネスコMAB計画国際調整理事会においてその内容が認められ、登録が決定されました。

屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク ゾーニング図



総面積 78,196ha (18,958ha)

- ・ 核心地域 法律やそれに基づく制度等によって厳格に保護する地域
12,359ha (7,559ha)
 - ・ 緩衝地域 核心地域と移行地域の緩衝として、教育、研修、エコツアーリズム等を行う地域
20,137ha (11,399ha)
 - ・ 移行地域 地域社会や経済発展が図られる地域
45,700ha () ha
- ※ () 内は、拡張前の面積を示す。

3 これまでの主な取組

- ① 屋久島ユネスコエコパーク推進協議庁内委員会の設置 (H25.4)
- ② ユネスコエコパークシンポジウムの開催 (H25.8)
- ③ 第2回国際照葉樹林サミットin屋久島において町長がユネスコエコパークの登録を目指すことを表明 (H26.6)
- ④ 生物圏保存地域申請書概要を日本ユネスコ国内委員会に提出 (H26.8)
- ⑤ 屋久島・口永良部島生物圏保存地域申請書を提出 (H27.2)
- ⑥ 人間と生物圏 (MAB) 計画分科会第33回会議において日本ユネスコ国内委員会の推薦決定 (H27.8)
- ⑦ 第28回ユネスコMAB計画国際調整理事会において登録決定 (H28.3)

4 屋久島町が目指すユネスコエコパークの取組

- ・ユネスコエコパークの目的は、屋久島憲章に掲げる「人と自然の共生による地域づくり」に合致していることから、屋久島町の第一次振興計画基本構想（平成21年度～平成30年度）の理念である「悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・維持していくまち」に基づき、ユネスコエコパークの取組を推進します。
- ・屋久島と口永良部島において、住民や民間企業視点の知恵の結集と多様な主体の参加を促進し、地域資源を生かした地域づくりを図ります。
- ・国有地・山岳部だけでなく、口永良部島も含めた屋久島町域全体を対象地域にユネスコ事業を展開することにより、世界自然遺産では評価されていない水環境の保全、自然との関わりの文化などを生かした地域づくりを推進します。
- ・これまでの我が国のユネスコエコパークにはなかった「世界自然遺産を有する地域」、
「ラムサール条約登録湿地を有する地域」、
「離島で登録されている地域」、
「海域を設定している地域」、
「ユネスコエコパークを一自治体（屋久島町のみ）が構成する地域」等の特徴をアピールし、観光や特産品開発、教育活動などにおいて新たな事業の展開を図ります。